

第17回茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会

2021年 3月

今後の海岸保全事業の進め方

神奈川県藤沢土木事務所なぎさ港湾部



2021年 3月19日撮影

1. 養浜事業の成果

養浜事業は、砂浜の復元、海岸保全という目的を確実に果たしつつあり、養浜による生物への影響もみられません。防護だけでなく環境、利用にも良い効果を発揮しています。

昨年度の第16回協議会（資料5）では、過去数回の高波浪作用時と同様に、2019年台風19号来襲時にも一時的に汀線付近に深みが形成されたことから、確実に防護機能を確保する必要があること。目標海浜像（海岸管理上の浜幅50m）を目指すことを目的に、計画浜幅を達成できる見込みの令和5年度（～2024年3月）を目途に養浜事業を継続し、砂浜の拡幅を図ることを基本としました。一方、以下の状況が確認された場合は早期に維持養浜に切り替えることも検討するとしました。

- ①2021年3月まで浜幅 $B=30\text{m}$ 以上を維持し、安定的に防護機能を確保している。
- ②台風19号来襲後に急深な地形に変化したが、これまでと同様に台風来襲前の緩やかな勾配の海底地形に回復する（数ヶ月から1,2ヵ年）。



図1.1 計画養浜実施前（2005年12月）



図1.2 砂浜の復元（2021年3月1日）

1. 養浜事業の成果

①については、海岸中央部の浜幅は、2020年1月時点は30.6 m [海岸管理上の浜幅40.6 m]，2020年8月時点は37 m [47 m]，2020年11月は32.8 m [42.8 m] であり、計画浜幅 $B=40$ m [50 m] を達成していませんが、浜幅 $B=30$ m以上を維持し、安定的に防護機能を確保してます。（資料3,p.45）。

②については、2020年1月に形成されていた汀線付近の深みは2020年8月までに埋め戻され、台風来襲前の緩やかな勾配の海底地形に回復しました（ただし、2020年11月はわずかに侵食）。（資料3, p.40）

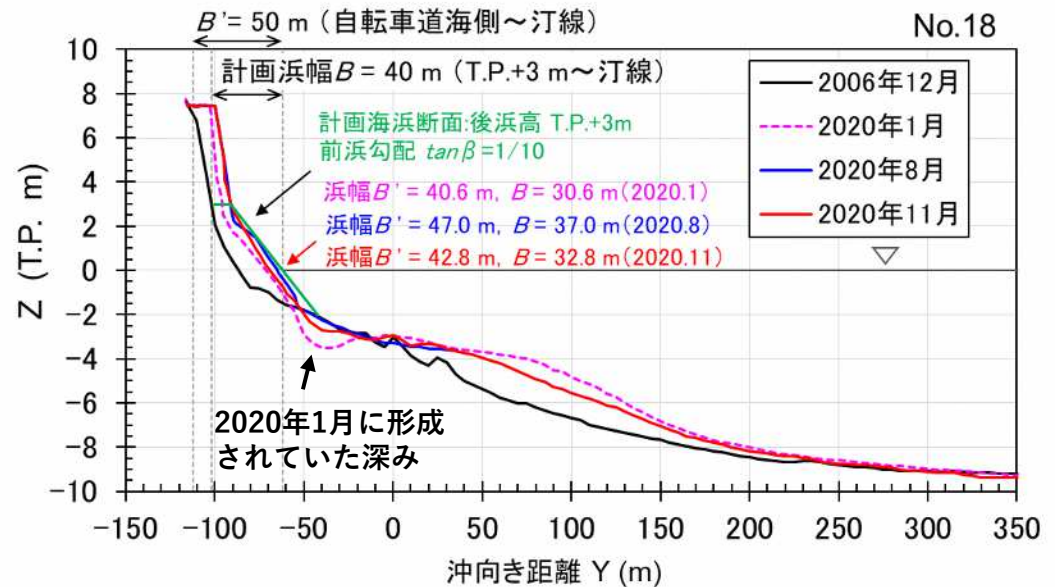
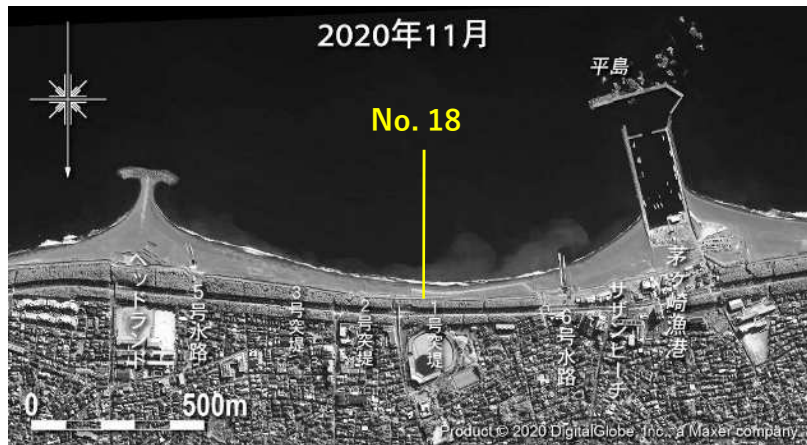


図1.3 浜幅検証断面 (No.18) の縦断形変化と計画浜幅

2. 養浜事業の継続

【中海岸の養浜事業計画】

- 防護上の機能は成果として表れていますが、計画浜幅を達成するには、引き続き令和4年度まで計画養浜を行います。
- 計画浜幅達成にむけて引き続き養浜を実施していきますが、限られた資源である養浜材を有効活用するために、令和3年度（2022年1月～3月）の養浜は、従来の茅ヶ崎漁港西側堆砂の活用に加えて、養浜盛土を均して活用します。

茅ヶ崎漁港西側堆砂の活用；1.5万 m³程度のサンドバイパスを継続します。漁港西側堆砂の活用は、養浜材の流出時に発生する海域の濁りの低減が期待できるだけでなく、茅ヶ崎漁港へ流入する飛砂量を直接的に少なくすることができ、港内堆砂の軽減も期待できます。

養浜盛土の活用；現時点で後浜に2～3万 m³の養浜材が残っているので、これを有効活用し、養浜材が海岸に供給されやすくなるように盛土形状を切り崩して均します。この取り組みによって、段階的に自然な海浜形状に近づけていきます。

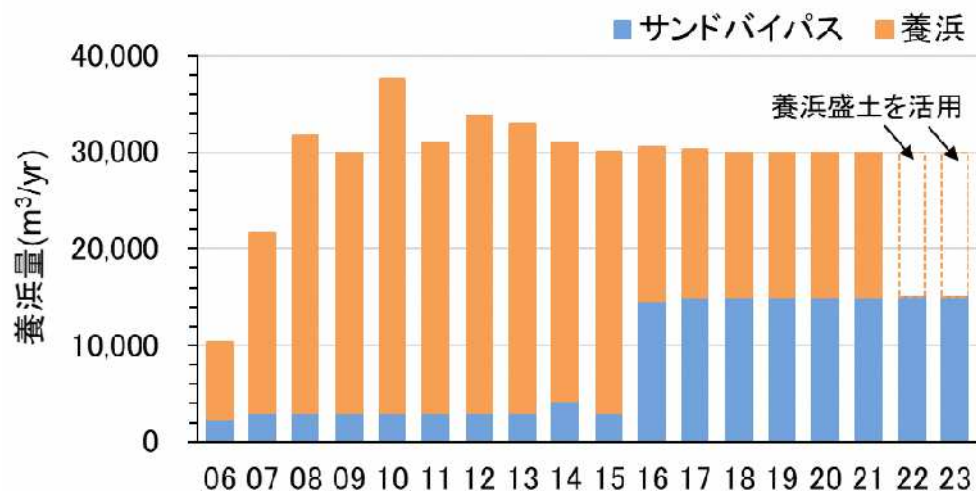


図2.1 養浜実績と計画



図2.2 養浜盛土の状況（2020年12月13日）

2. 養浜事業の継続

引き続き、海浜の安定性と防護機能のモニタリングを実施し、維持養浜への切り替えの時期について検討していきます。漁港西側から堆砂の活用は、上手側の相模川河口、柳島消波堤前面の海岸が侵食傾向にあるので、十分注意して進めます。（PDCA）

一方、中海岸地区は砂浜が復元しつつありますが、高波浪により度重なる被害を受けている菱沼海岸地区の海岸保全対策を計画的に進めていかなければなりません。そこで、菱沼海岸地区では、養浜量を近年の0.3万 m^3/yr から1.5万 m^3/yr に増量し海岸保全対策を進めます。

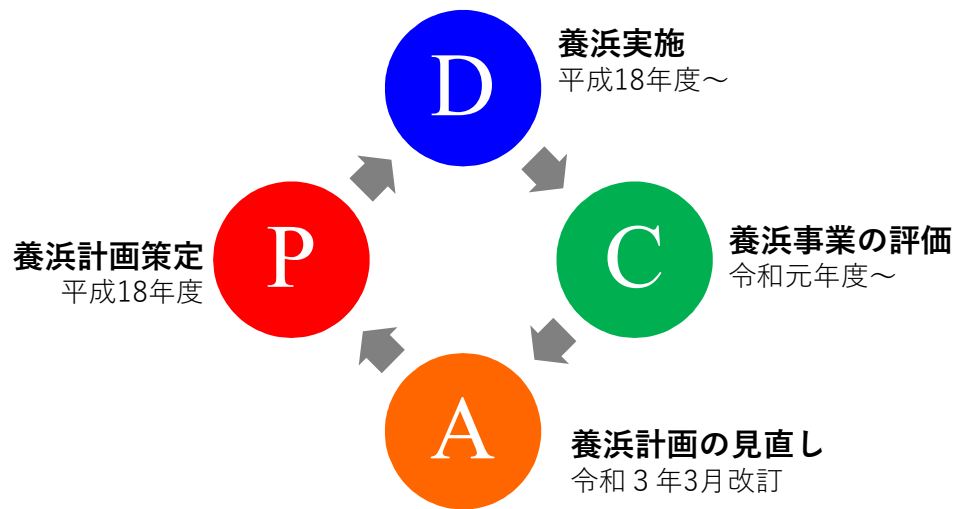


図2.3 養浜事業のPDCAサイクル



図2.4 元旦の海浜利用状況（2021年1月1日）